

許可番号 第08320045884号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市南区福富東二丁目17番13号
氏 名 有限会社片岡久工務店
代表取締役 片 岡 重 治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫



許可の年月日 令和 4 年 3 月 1 日

許可の有効期限 令和 9 年 2 月 28 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理[破碎(定置式、移動式)、天日乾燥、混練固化、破碎・選別、切断、焼却]

(2) 産業廃棄物の種類

[破碎(定置式・宮浦事業場)]木くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
[破碎(移動式)]金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
[天日乾燥(北浦事業場)]
汚泥(建設汚泥に限る。) 以上1種類
[混練固化(北浦事業場)]
汚泥(建設汚泥に限る。) 以上1種類
[破碎・選別(北浦事業場)]
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類(石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物、及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
[切断(北浦事業場)]
金属くず 以上1種類(自動車等破砕物を除く。)
[焼却(宮浦事業場)]紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)

2. 事業の用に供するすべての施設

定置式破碎施設No.1

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成4年2月29日 ③[処理能力]がれき類571t/日(1日8時間稼働)

定置式破碎施設No.2

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成7年1月 ③[処理能力]木くず155t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)282t/日、がれき類480t/日(1日8時間稼働)

定置式破碎施設No.3

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成10年3月23日 ③[処理能力]木くず80t/日(1日8時間稼働)

移動式破碎施設No.1

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成16年6月18日 第(8の2)-12号 ③[処理能力]金属くず250.24t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず221.44t/日、がれき類376.40t/日(1日8時間稼働)

天日乾燥施設2基

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成23年3月5日 ③[処理能力]31.4m³/日、30.8m³/日

混練固化施設1基

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成23年3月5日 ③[処理能力]13.44m³/日(1日8時間稼働)

破碎・選別施設1基

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成23年3月5日 ③[処理能力]廃プラスチック類4.07t/日、

紙くず3.72t/日、木くず4.78t/日、繊維くず4.07t/日、ゴムくず4.78t/日(1日8時間稼働)

切断施設1基

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成23年3月5日 ③[処理能力]5.934t/日(1日8時間稼働)

焼却施設1基

①[設置場所]許可の条件のとおり ②[設置年月日]平成6年7月 ③[処理能力]木くず612.5kg/h、紙くず582kg/h、繊維くず612.5kg/h(1日8時間稼働)

3. 許可の条件

(1)定置式施設で破碎及び焼却を行う場所は、「岡山市南区宮浦字向坂641番外7筆(面積:1,937㎡)、宮浦事業場」に限る。

(2)天日乾燥、混練固化、破碎・選別及び切断を行う場所は、「岡山市南区北浦字和田山南下191番外5筆(面積:4,243.65㎡)、北浦事業場」に限る。

(3)移動式施設で破碎を行う場所は、岡山市内の当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 2月29日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加)

令和 4年 3月 1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無